

# 学 則

## 1 研修の目的

介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身に付け、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とする。

## 2 研修の名称

介護職員初任者研修課程

介護職員初任者研修通信課程

## 3 研修の要旨

研 修 開催地	研修形態	修業 年限	研修 期間	定 員 (人)	受講料 (円)	受講対象者
札幌市	昼間(平日)	8ヶ月	3ヶ月	30	5,000 (テキスト代)	求職者支援訓練対象者
札幌市	昼間(平日)	8ヶ月	3ヶ月	30	5,000 (テキスト代)	機動職業訓練対象者
函館市	昼間(平日)	8ヶ月	3ヶ月	30	5,000 (テキスト代)	機動職業訓練対象者
奈井江町	通信(平日昼間)	8ヶ月	6ヶ月	30	60,000	一般
知内町	昼間(土日)	8ヵ月	8ヵ月	30	69,000	一般
新十津川町	通信(平日昼間)	8ヶ月	6ヶ月	30	60,000	新十津川農業高等学校生徒
蘭越町	通信(土日、平日昼間)	8ヶ月	8ヶ月	40	0	一般
札幌市	昼間(平日)	8ヵ月	8ヵ月	30	60,000	札幌龍谷学園高等学校
札幌市	通信(土日、平日昼間)	8ヵ月	8ヵ月	30	60,000	一般
士別市	通信(土日、平日昼間)	8ヶ月	6ヶ月	20	125,000	一般

### 受講料内訳

求職者支援訓練及び機動職業訓練については、テキスト代 5,000 円を徴収する。

受講料内訳：講習費－55,000 円、テキスト代－5,000 円

知内町：講習費－64,000 円、テキスト代－5,000 円

士別市：講習費－120,000 円、テキスト代－5,000 円

### \* 事業所

札幌市：札幌市中央区南 5 条西 11 丁目 1289-5 札幌医学技術福祉歯科専門学校

函館市：函館市美原 1 丁目 15-1 函館臨床福祉専門学校

奈井江町：空知郡奈井江町字奈井江 10-28 広域介護予防支援センター

知内町：上磯郡知内町字重内 984 番地 北海道知内高等学校  
新十津川町：樺戸郡新十津川町字中央 13 番地 北海道新十津川農業高等学校  
蘭越町：磯谷郡蘭越町蘭越町 250 番地 1 蘭越町保健福祉センター  
札幌市：札幌市中央区北 4 条西 19 丁目 1-2 札幌龍谷学園高等学校  
士別市：士別市東 9 条 2 丁目 2 番地 特別養護老人ホーム士別コスモス苑

#### 4 受講手続き

##### (1) 募集時期、募集方法

求職者支援訓練対象者及び機動訓練対象者

開講日の 2 か月前から募集開始し、20 日前に締め切る。

ハローワークで募集・申し込み受付

通信・昼間（通学）課程受講対象者

告知開始日は、それぞれの開講講座の状況に応じて設定し、新聞広告・チラシ等により告知し、募集を開始する。該当日の 7 日前に締め切る。

新十津川農業高等学校、札幌龍谷学園高等学校

学校で募集し取りまとめを行う。

##### (2) 受講料納入方法

求職者支援訓練対象者及び機動訓練対象者

テキスト代 5,000 円は開講初日に徴収する。

一般受講対象者

申し込み後、指定の期日までに指定金融機関へ振り込み、納入する。

新十津川農業高等学校、札幌龍谷学園高等学校

学校で集金し、学校より人数分の合計受講料の支払いを受ける。

蘭越町

蘭越町で集金し、町より人数分の合計受講料の支払いを受ける。

##### (3) 受講料返還方法

研修開始後は、理由を問わず受講料は一切返還しない。

当学園の都合により研修を中止した場合に限り、受講料を返還する。

#### 5 カリキュラム

カリキュラム及び研修時間数は別紙 1 のとおりとする。

#### 6 主要テキスト

中央法規出版 「介護職員初任者研修テキスト」

#### 7 修了認定

##### (1) 出欠の確認方法

求職者支援訓練及び機動職業訓練は、各時間の開始時に講師による出欠確認を行う。  
その他の課程は、受講日の各時間の開始時に講師による出欠確認を行う。

原則、遅刻・早退・中抜けは認めない。

## (2) 成績評定方法

求職者支援訓練及び機動職業訓練、昼間（通学）課程

知識に関する筆記試験の修了試験を実施し、A（80点以上）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（60点未満）とし、C以上を合格とする。

実技演習については、科目9各項目終了時に担当講師が評価し、さらに最終評価として、個人ごとに実技試験を実施。A（80点以上）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（60点未満）とし、C以上を合格とする。

通信課程

添削課題と修了試験を実施、A（80点以上）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（60点未満）とし、C以上を合格とする。

実技演習については、各項目終了時に担当講師が評価し、さらに最終評価として、個人ごとに実技試験を実施。A（80点以上）、B（70点～79点）、C（60点～69点）、D（60点未満）とし、C以上を合格とする。

## (3) 修了の認定方法

ア．求職者支援訓練及び機動職業訓練、昼間（通学）課程については、指定研修科目（項目）の講義・演習すべてに出席。及び修了筆記試験。演習については実技試験。この全てに合格を満たした者が修了できるものとする。なお、欠席した教科は、当学園の指定した補講・内容を受講することにより出席したものとして扱う。

イ．通信課程については、面接授業時間の全てに出席するとともに、すべての課題を提出、演習の実技試験、修了筆記試験以上のすべての合格を満たした者が修了できるものとする。なお、欠席した科目（項目）については、当学園が指定した補講・内容を受講することにより出席したものとして扱う。

ウ．求職者支援訓練及び機動職業訓練、昼間（通学）課程については、成績の評定で合格基準に達しなかったものは、筆記試験は再試験で再評価を実施。演習についての各項目担当講師評価は、追演習を実施し再評価を実施。実技試験については、再試験を行い、再評価を実施し合格しなければならない。

エ．通信課程については、成績の評定で合格基準に達しなかったものは、添削課題は、再添削を実施し、筆記試験は再試験で再評価を実施。演習についての各項目担当講師評価は、追演習を実施し再評価を実施。実技試験については、再試験を行い、再評価を実施し合格しなければならない。

オ．各受講者の出席等の状況、知識・技術等の修得度（評価結果等）について、認定会議を開催し、研修の修了を認定する。

## (4) 修了証明書

ア．研修修了が認定された者は、別紙2に定める修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

- イ．研修修了者から紛失、氏名の変更等により再発行に係る所定の申請があった場合は、修了証明書及び修了証明書（携帯用）を再発行する。  
なお、手数料として1枚につき500円を受講者負担とする。  
また、11（1）の規定を準用し、本人確認を行う。

## 8 補講・再評価の取り扱い

- ア．面接指導について、やむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合は、項目を単位とし、当学園において次のあ又はいの方法により補講を行うこととするが、これによりがたい場合は、うの方法により補講とする場合がある。なお、補講に関する費用は無料とする。
  - あ．同一内容の項目を別の日に設定し、個別の対応で行う。
  - い．本学園の別の研修（コース）の同じ項目を受講する。
  - う．本学園の指定する他の事業者による研修（コース）の同じ項目を受講する。
- イ．再評価の取り扱いについては、上記7－(3)とする。なお、再評価に関する費用は無料とする。

## 9 退学規程

- (1) 受講者が退学しようとするときは、所定の退学届を提出すること。
- (2) 受講者が当学園の定める諸規定を守らず、または受講者として望ましくない行為のあった時には退学を命ずることがある。
  - ア．性行不良で改善の見込みがないと認められるとき
  - イ．学力劣等で修了の見込みがないと認められるとき
  - ウ．正当な理由なく出席が常でない者
  - エ．研修の秩序を乱している者

## 10 講師

添付3号様式及び添付4号様式の講師一覧及び講師履歴に記載した者が講師を務めることとし、最大1人1研修当たり6項目以内を講義することとする。

## 11 その他

### (1) 本人確認

一般募集による研修については、研修初日に、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等の公的証明書の提示により研修受講者が本人であることを確認し、その写しを保存する。

求職者支援訓練、機動職業訓練による研修については、各所轄ハローワークにて、本人確認済みであるためこの限りではない。さらに、高校生対象の研修や自治体より委託の研修については、対象となる学校や自治体にて本人確認済みであるためこの限りではない。

また、再発行の依頼があった場合に関しても、戸籍謄本、戸籍抄本、住民票、運転免許証等の公的証明書の提示により研修修了者本人であることを確認し、その写しを保存する。

### (2) 科目（項目）の免除

研修を受講しようとする者が、すでに他の事業者による研修の一部を受講していた場合は、受講者から所定の申請があり、当該事業者の履修証明により、当該科目（項目）について免除することができる。ただし、当該事業者における修業期限内において未履修科目の修了が見込める場合、受講させることができる。求職者支援訓練及び機動職業訓練に関しては、この限りではない。

### （3）修業年限の延長

受講者が、病気、事故又は災害等、やむを得ない事情により、所定の修業年限以内に研修を修了することが困難と認められた場合は、1年6か月までの範囲内で延長することができる。ただし、受講者から所定の申請があった場合に限る。

### （4）秘密の保持

受講者の個人情報に関しては、正当な理由なく漏らすことを禁止する。また、受講者同士においても受講者の個人情報を、正当な理由なく漏らすことを禁止する。

### （附則）

この学則は、平成25年6月1日から施行する。

この学則は、平成25年8月1日から施行する。

この学則は、平成26年5月17日から施行する。

この学則は、平成26年6月7日から施行する。

この学則は、平成27年5月1日から施行する。

この学則は、平成28年4月12日から施行する。

この学則は、平成29年10月1日から施行する。